

ハイツカ湖の 利用ポケットブック

～美しく自然豊かなハイツカ湖を
快適に利用するために～



図 1

ハイヅカ湖とその周辺地域 ～本ポケットブックの適用範囲～



－はじめに－

灰塚ダムによって新たに創出されたハイツカ湖とその周辺は、美しく豊かな自然に囲まれた広大な公共空間です。

このハイツカ湖や周辺を安全で快適に利用するためには、管理者による維持管理だけでなく、利用者が一定のマナーを守って利用することが大切です。

この「ハイツカ湖の利用ポケットブック」は、ハイツカ湖とその周辺の美しく豊かな自然を守り、ハイツカ湖に訪れた人々が、安全で快適に利用できる環境がいつまでも続くように利用のルールを定めたものです。

ハイツカ湖とその周辺の環境を守り、安全で快適な利用を続けるためには、管理者や関係機関だけでなく、住民や利用者など、ハイツカ湖に関わるみんながこのルールを理解し、守らなければなりません。



写真 灰塚ダムとハイツカ湖

ハイツカ湖周辺利用マップ



灰塚ダム周辺ガイド

灰塚ダム



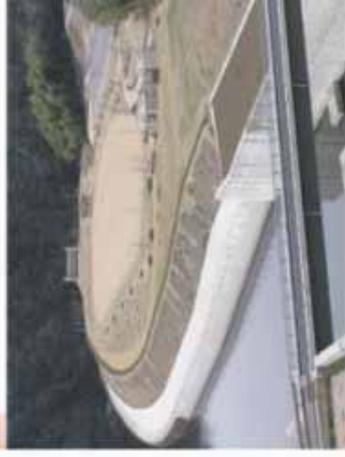
オノ峠広場



安田ひまわり公園



灰塚ダム記念公園



灰塚ダム知和ウェットランド



なかづく公園



利用に関する心得

目 次

1. 基本的なルールを守りましょう …… 1
2. 立入禁止と立入制限 …… 1
3. 車止めから先に車両は入れません …… 4
4. 黄色のブイがある場所は注意しましょう …… 4
5. 湖面へは指定された進入路を利用しましょう …… 5
6. 舟の常時係留はできません …… 5
7. 白いブイの近くは通れません …… 7
8. エンジン付きの舟は使用できません …… 7
9. 湖面利用には、救命胴衣が必要です …… 8
10. 悪天候時は湖面利用をやめましょう …… 8
11. 湖岸での転倒や転落に注意しましょう …… 9
12. 釣り針や糸、ルアーなどは持ち帰りましょう …… 9
13. ゴミは持ち帰りましょう …… 10
14. 落書きや施設の破壊は厳禁です …… 10
15. 火は指定の場所で使いましょう …… 11
16. 許可無く出店できません …… 11
17. 貴重動植物の採取は禁止です …… 13
18. 外来種の持ち込みは禁止です …… 13
19. 外来魚のリリースは禁止です …… 14
20. 無断で貼紙や看板設置はできません …… 14
21. 文化財保護に協力しましょう …… 15

巻末資料

- ハイツカ湖に生息・生育する貴重種 …… 17
「ハイツカ湖周辺及び湖面の利用に関する心得」
・同解説【原文・全文】 …… 25

－利用に関する心得－

1. 基本的なルールを守りましょう。



ハイツカ湖を利用者する人は、この心得と現地に表示されている注意事項を守り、他の利用者に迷惑を掛けないよう、公共の場であることを認識し、節度をもって行動しましょう。

2. 立入禁止と立入制限



立入禁止の表示がある区域内には入ってはいけません。また、立入制限区域内には無断で入ってはいけません(図2、図2-①)。さらに、防護柵、ガードレール、ロープなどにより規制されている場合は、これらを越えて立ち入ってはいけません。



灰塚ダム知和ウェットランド 立入制限区域

図2-①



3. 車止めから先に車両は入れません。



車止めが設置してある所では、車だけでなく、自転車やバイクなど、全ての車両の乗り入れを禁止します。



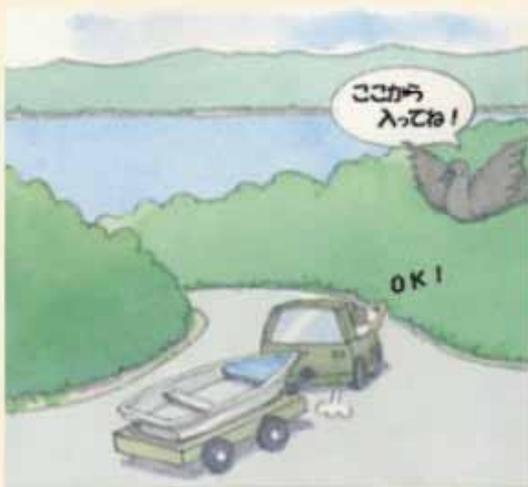
4. 黄色のブイがある場所は注意しましょう。



湖面上に黄色のブイを設置した区域内では、湖面利用をしないで下さい。また、湖面上にある各種のブイには、危険ですから近づかないで下さい(図2)。



5. 湖面へは指定された進入路を利用しましょう。



湖面付近への車両の進入は、あらかじめ指定された進入路を使用して下さい（図3）。

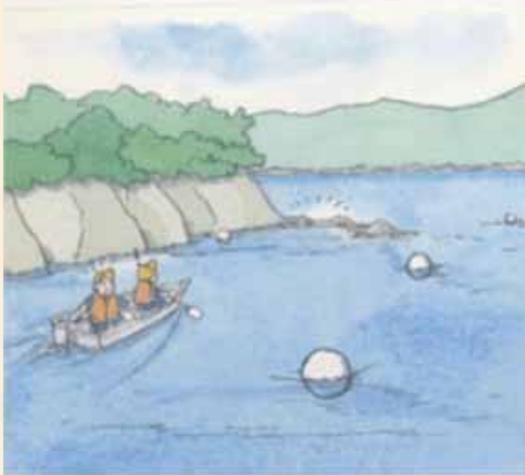


6. 舟の常時係留はできません。



管理者の許可無く、湖岸に舟を常時係留しておくことはできません。また、短期間であっても、放置して帰ることはできません。

7. 白いフイの近くは通れません。



湖面にある白いフイの近くは、湖底に没んだ橋があるなど、危険ですので通航しないで下さい。また、湖岸付近は、水面のすぐ下に木の切り株などがあり危険ですので、十分注意して通航してください。



8. エンジン付きの舟は使用できません。



ハイツカ湖内では、モーターボートや水上バイクなどのエンジン付きの乗り物は、オイル漏れなどにより水質に影響を与えるだけでなく、魚や鳥などの動物の生息にも影響を与える恐れがありますので、使用しないで下さい。

9. 湖面利用には、救命胴衣が必要です。



カヌーやボートに乗ったり、舟上からの釣りなど、湖面を利用する場合には、救命胴衣を必ず着用して下さい。

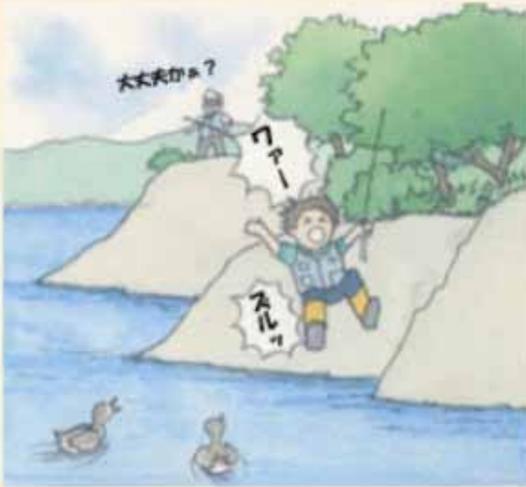


10. 悪天候時は湖面利用をやめましょう。



湖面利用をする場合には、ラジオなどで気象情報を確認し、気象台から備北地方に降雨、風、霧、雷に関する注意報や警報が発令されたとき（発令されているとき）は、湖面利用を控えて下さい。

11. 湖岸での転倒や転落に注意しましょう。



湖岸の斜面は、滑りやすくなっていたり、足元が悪いなど、危険がいっぱいです。釣りや水遊びなどをするときには、転倒や転落に十分に注意して下さい。

12. 釣り針や糸、ルアーなどは持ち帰りましょう。



釣りで使用した釣り糸、釣り針、ルアー、残った餌は、鳥などの動物に危害をもたらすことがあります。放置しないで必ず持ち帰って下さい。

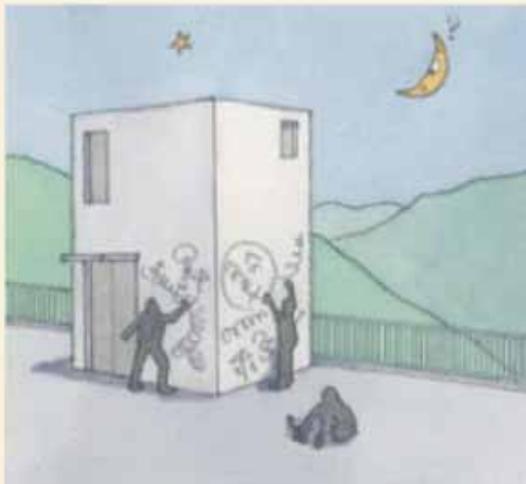
13. ゴミは持ち帰りましょう。



ゴミは捨てないで、各自持ち帰りましょう。もちろん、不法投棄も厳禁です。



14. 落書きや施設の破壊は厳禁です。



施設に落書きをしたり、施設を故意に傷つけたりすることは、絶対にしてはいけません。

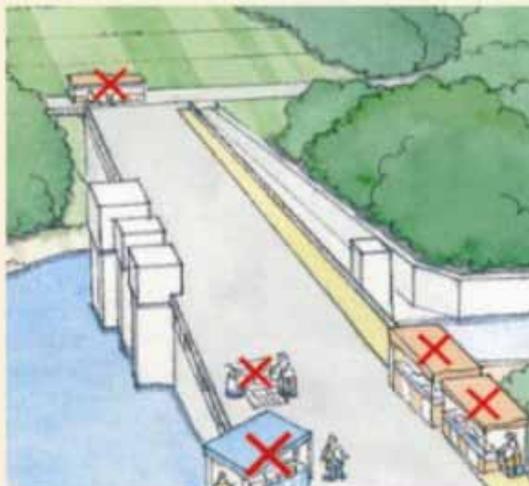
15. 火は指定の場所で使いましょう。



火気の使用は、あらかじめ指定された場所（図4）での軽微なもの（※）以外は禁止です。全ての火気の使用は、地面、舗装、芝生などの表面上で直にしないで下さい。また、火気を使用した後は、確実に消火したことを確認して下さい。

※軽微なもの（例）
バーベキューや花火（打ち上げ式を除く）等の小規模なもの

16. 許可無く出店は、できません。



ハイツカ湖周辺では、営利を目的とした出店はできません。ただし、行事などの一時的なものや水源地域の活性化を目的とした取り組みで管理者が出店を認めた場合を除きます。



図4

17. 貴重動植物の採取は禁止です。



貴重動植物を無断で採取してはいけません。また、“移植地”などの表示がある場所にはみだりに立ち入らないで下さい。

【主な貴重種】

	種名
魚類	アカザ、メダカ、オヤニラミ
両生類	カスミサンショウウオ、オオサンショウウオ、ブチサンショウウオ、ニホンヒキガエル、ダルマガエル
昆虫類	ゲンバイトンボ、タガメ、ツマグロキチョウ
植物	カラクサシダ、サンショウモ、ユキワリイチゲ、アズマイチゲ、カザグルマ、セツブソウ、ニオイカラマツ、ヤマトレンギョウ、ヒメニラ、カタクリ、キバナノアマナ、ナンゴクウラシマソウ

※17ページからの写真参照

18. 外来種の持ち込みは禁止です。

特定外来生物の放流は法律で禁止されています！



ブラックバス、ブルーギルなどの外来魚をはじめとする特定外来生物を持ち込まないで下さい。また、生きたまま、対象区域内から外へ持ち出さないで下さい。

※特定外来生物の放流について

■外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といいます。この法律は、特定外来生物(海外起源の外来生物のこと)による生態系や農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保などを目的に、特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するものです。

ブラックバスやブルーギルは、特定外来生物に指定されています。

19. ブラックバス・ブルーギルのリリースは禁止です。



広島県内水面漁場管理委員会の指示により、釣ったブラックバス、ブルーギルを再放流(リリース)することは禁止されています。

20. 無断で貼紙や看板設置はできません。



ハイツカ湖周辺の施設や樹木、その他のものに無断で貼紙や看板などを設置することはできません。

ハイヅカ湖とその周辺に生息・生育する主な貴重種

貴重種一覧

	種 名
魚類	アカザ、メダカ、オヤニラミ
両生類	カスミサンショウウオ、オオサンショウウオ、ブチサンショウウオ、ニホンヒキガエル、ダルマガエル
昆虫類	ガンバイトンボ、タガメ、ツマグロキチョウ
植物	サンショウモ、ユキワリイチゲ、アズマイチゲ、カザグルマ、セツブンソウ、ニオイカラマツ、ヤマトレンギョウ、ヒメニラ、カタクリ、キバナノアマナ、ナンゴクウラシマソウ

魚類



アカザ

全長約150mm。
主に川の中流の瀬の礫間や石の下に生息する。
夜行性だが、昼間にも良く見られる。
産卵は水がきれいで浮石のある広い瀬で行われる。



メダカ

全長約35mm。
北海道を除く日本全国に広く生息している。
川の下流の水たまりや水田、小水路など、止水域や暖流域に生息する。



オヤニラミ

全長約130mm。
なわばり意識が強く群れで生活しない。
水草があつたり、岸から草が垂れ下がっている水のきれいな場所に生息し、水生昆虫や小さい魚を食べる。

両生類



オオサンショウウオ

全長約50cm～120cm。
河川の上流部に生息し、一生を水中で生活する。
川岸の水面下に奥行き1～2mの巣穴をつくって繁殖する。
江の川水系は、広島県内で生息密度が高い川として有名。



ダルマガエル

全長約35mm～70mm。
低湿地の水田や蓮田に生息する。
トノサマガエルと比べて後ろ足が短く、胴はやや丸くずんぐりしている。
「ギュイー」という鳴き声に特徴がある。



カスミサンショウウオ

全長約70mm～120mm。
背面は黄褐色から黒褐色まで変化に富んでいる。
春先に山に接した水田や湿地で産卵する。



ブチサンショウウオ

全長約80mm～180mm。

山間部の溪流に生息し、湧き水がある場所で産卵する。背面は紫黒色か暗褐色で、銀白色の斑点や班模様がある。



ニホンヒキガエル

全長約80mm～176mm。

あまり水の中に入らず、昼間は物陰に潜み、夜になると昆虫等の餌を食べに出てくる。

2月～3月に水田や湿地でひも状の卵塊を産卵する。

オスは黄褐色、メスは茶褐色が多い。

昆虫類



ゲンバイトンボ

腹長は31mm～33mm、後翅(はね)の長さは19mm～23mm。
河川の清流域に生息している。
オスの中・後脚は白く軍配(相撲の行司が持っているもの)の形をしている。



タガメ

体長48mm～65mm。
体型はほぼ長円形で扇平であり、褐色である。
前脚は太く、獲物を捕獲する時に使われる。
また、中脚と後脚は泳ぐ際の遊泳脚となっている。



ツマグロキチョウ

翅(はね)を開いた時の大きさは18mm～22mm。
翅(はね)は黄色で緑に黒色の帯模様が入っている。
幼虫はカワラケツメイという植物を餌とする。

植 物



サンショウモ

水面に浮かぶシダ類の水草で、冬枯れする一年草。葉は山椒の葉の様に茎を挟んで向かい合うように生え、表面には小さな突起があり、水をはじく。



ユキワリイチゲ

丘陵地の山際や道端に生育する多年草。2月～3月に開花し、初夏には地上部が枯れて夏眠する。葉の表面は濃い緑で斑があり、裏面は紫色をしている。



アズマイチゲ

落葉樹林の林床に生育する多年草。2月下旬～3月に開花し、初夏には地上部が枯れて夏眠する。アズマイチゲに根生葉は、複葉で小葉が3つに分裂していること、斑が無いことがユキワリイチゲとの相違点である。



カザグルマ

明るく湿気の多い所に生育する落葉性のツル性木本植物。5月～6月に開花する。葉先には長いツルがあり、物に巻きつくこともある。園芸品種のテッセンやクレマチスの原種。



セツブンソウ

山地の落葉広葉樹林の林床に生育する多年草。2月～3月上旬に開花する。節分の頃に花をつけることが名前の由来となっている。



ニオイカラマツ

主に石灰岩地に生育する多年草。6月～7月に花が咲く。茎は屈曲し、葉や花序に微細な腺毛がある。広島県内では灰塚ダムで初めて確認された。



ヤマトレンギョウ

落葉低木で石灰岩地や岩壁などに生育する。

高さは、1.0m～2.5m程度であり、4月上旬頃に濃黄色の花を咲かせる。

日本でも、岡山県と広島県の2県にしか生育していない。



ヒメニラ

山野に生育する多年草。

3月～4月に開花する。

長さ10mmほどのタマネギ形の球根がある。

葉は線形で断面は三日月形。草全体からニラに似た匂いがする。



カタクリ

落葉広葉樹林を好む多年草。3月下旬から4月中旬に開花する。

開花時期には葉に斑模様がある。

初夏には地上部が枯れて夏眠する。

球根は片栗粉の原材料。



キバナノアマナ

山野に生育する多年草。
3月～4月にかけて開花する。
開花直後は黄緑色だが、後に黄色になる。
葉は根元から生え、線形である。



ナンゴクウラシマソウ

平地から低山地のやや湿った木陰に生育する多年草。
5月頃に開花する。
花はサトイモ科特有で集団で咲き、その花を包み込む総苞(そうほう)がある。

「ハイツカ湖周辺及び湖面の利用に関する心得」・同解説

【原文・全文】

ハイヅカ湖周辺及び湖面利用に関する心得・同解説
～美しく豊かな自然の中で安全かつ快適な利用を実現するために～

－ 目 次 －

1. 趣旨及び目的.....	27
2. 位置付け.....	27
3. 適 用.....	28
4. 利用に関する心得	28
5. ダム守同心代表者会議構成メンバー.....	36

1. 趣旨及び目的

灰塚ダム建設によって新たに創出されたハイヅカ湖及びその近接地域（以下「対象区域」という）は、美しく豊かな自然に囲まれた広大な公共空間である。今後、ダム建設事業の完了による本格的な供用開始に伴い、対象区域は多くの利用者の多様な利用に供することとなる。

また、対象区域は自然の中に存するため、利用上の様々な危険が内在している。利用者は自由使用・自己責任を認識し、自らの安全を自らが確保するために利用上の注意事項を各自が十分把握して行動しなければならない。

一方、管理が行われている他ダムの状況を見ると、心ない利用者によるゴミの投げ捨て、施設への落書きや施設の破損など著しくマナーの欠如した行為が後を絶たない。

対象区域における安全かつ快適な利用環境の提供は、管理者の適時適切な維持管理はもとより、利用者自らが一定のマナーを遵守することが不可欠である。

このような状況に鑑み、対象区域の美しく豊かな自然を次代に引き継ぐとともに、安全かつ快適な利用環境の持続的な提供を実現し、もって水源地域と他地域との交流促進による水源地域の活性化並びに公共施設の適正な管理に資することを目的として「ハイヅカ湖周辺及び湖面の利用に関する心得」を定めるものである。

2. 位置付け

上記の目的を達成するためには、対象区域に関係する複数の管理者及び事業者、事務を所管する関係機関並びに住民が相互に連携した取り組みが欠かせない。

この心得は、当該取り組みの一環として、水源地域住民の代表者及び関係機関並びにダム管理者で構成する「ダム守同心代表者会議」においてとりまとめたものである。

また、ここに定めた21の心得は、対象区域を利用する際に起こるであろう代表的なケースをあらかじめ想定し、その上で利用者が遵守すべき基本事項及び利用者の安全を確保するための注意事項を記載したもので、利用者向けの行動規範として位置付ける。

なお、今後の利用状況などを見ながら、心得及びその内容については「ダム守同心代表者会議」に諮り必要に応じて見直すものとする。

【解説】

公共空間を管理する側としては、心得の数を増やすことは容易である。しかし、実際に利用者への周知・徹底などを考

えるといわずらに心得の数を増やすことは、必ずしも適当ではない。

また、この心得は水源地域の活性化を目的の一つとしているため、あまりにも規制の強化を前面に打ち出すことは、利用の敬遠につながることも考えられる。

従って、他ダムで発生している事例などを参考にして、対象区域で今後起こるであろう代表的なケースをあらかじめ想定し、それらに対する利用者向けの行動規範（心得）を作成するものである。

3. 適用

この心得は、対象区域（公共の用に供する区域で私有地は除く）において、利用者の一般利用（あらかじめ管理者の許可を受けた行為及び漁業活動は除く）に対して適用する。

【解説】

この心得が適用される区域は、ダム守同心の活動区域（概ね図1に定める範囲を目安とする）と同一とし、対象となる利用は一般利用に限定した。

管理者の許可を受けた行為については、許可の申請者及び責任の主体が明確であり、管理者が許可する際に、この心得などを参考にして個別具体的に条件を付すこともできる。また、漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業）活動は事業者としての責任及び活動の目的・内容が明確であるためいずれも適用の対象から除外した。

4. 利用に関する心得

(1) 利用者は、この心得及び現地に表示されている注意事項を守り、他の利用者に迷惑を掛けないよう、公共の場であることを認識し、節度をもって行動すること。

【解説】

”この心得に書かれていない事項は何でも許される”といった誤った認識が生じないように利用者の基本となる意識を明確にする。

(2) 立入禁止の表示がある区域内には立ち入らないこと。また、立入制限区域内には無断で立ち入らないこと（図2）。さらに、防護柵、転落防止柵（ガードレールを含む）及び高欄並びにロープなどにより規制線が設けられている場合は、これらを越えて立ち入らないこと。

【解説】

利用者の安全確保、管理設備の保守点検や緊急時の使用な

ど管理上の支障をあらかじめ回避するために設ける。

立入制限区域は、ウェットランドの計画区域の一部としており、管理者の許可を受けた場合に限り立ち入りを認めることにする。

(3) 車止めが設置してある所では、車両（自転車を含む）を乗り入れないこと。

【解説】

下記の場所には車止めを設置し、一般車両の進入を禁止する。

- ① 湖面への進入路のほとんどは、水質事故発生時の緊急的な作業などに使用するため車止めを設置している。
- ② 歩行者専用の遊歩道は、歩行者の安全を確保するため車止めを設置している。
- ③ 車両の走行に危険（Uターンが困難、河川や湖内への転落など）を及ぼすおそれのある所には車止めを設置している。

(4) 湖面上に黄色のブイを設置した区域内では、湖面利用をしないこと。また、湖面上の各種ブイには近づかないこと（図2）。

【解説】

利用者の安全確保及びダム管理上の支障を回避するため、あらかじめ湖面利用の禁止区域を定める。

ただし、渇水などにより貯水位が低下した場合は、利用可能な湖面の範囲が狭くなるため湖面利用を更に制限し又は禁止する場合もある。

【参考】河川法施行令

第16条の2（一級河川における舟又はいかだの通航の制限）

- 3 一級河川の河川区域のうち河川が損傷し、河川工事若しくは河川管理施設の操作に支障が生じ、若しくは他の河川の使用に著しい支障が生じないようにするため、舟若しくはいかだの通航を制限する必要があると認めて河川管理者が指定した水域又は閘門を通航する舟又はいかだは、河川管理者が指定した方法により通航させなければならない。

(5) 湖面付近への車両の進入は、あらかじめ指定された進入路を使用すること（図3）。

【解説】

他ダムでは、舟の持ち込み等のために、人目に付き難い危険な場所へ車両が進入している例も見られる。利用者の安全確保及び湖岸の損傷を回避し、水質事故などの緊急時における迅速かつ円滑な対応に資するため、あらかじめ使用可能な湖面への進入路を限定する。

(6) 対象区域内に舟を常時係留し、又は放置しないこと。

【解説】

ハイヅカ湖の貯水位は、灰塚ダムの運用（洪水調節や利水補給など）によって大きく変動する。このため、万が一係留又は放置されている舟が流出した場合は、管理施設の損傷などダムの管理に著しい支障を来すことが予想される。

従って、舟はその都度持ち帰るか又は対象区域外に保管場所を確保する。

(7) 湖面にある白色のブイの近くは、通航しないこと。また、湖岸付近は十分注意して通航すること。

【解説】

湖面に浮かんでいる白色のブイの下には、旧橋の橋脚等の構造物が残っているため、白色のブイ付近は避けて通航する。また、湖岸付近は水深が浅くなっているため伐採木の切り株や枯死木などの障害物が多く、通航の際に舟を損傷する可能性が高いため十分注意して通航する。

(8) 湖面利用に際しては、エンジン付きの舟は使用しないこと。

【解説】

ハイヅカ湖は、水道及び灌漑用水の水源でもあるため水質事故を未然に防止することは

大変重要である。

エンジン付きの舟は、水質事故発生の危険性が高く、波浪による湖岸の侵食及び濁水の発生を助長し、他の湖面利用者に危害を及ぼすおそれもある。

一方、モーター及び手漕ぎの舟は、エンジン付きの舟に比してこれらの事象が発生する可能性も低く、その使用を認める。このような措置については、中国地方整備局が管理する他の直轄ダムにおいても同様である。

なお、使用する舟の規格により「船舶職員及び小型船舶操

縦者法」で義務付けられている船舶免許の取得及び携帯が必要である。

【参 考】 河川法施行令

第 16 条の 2 (一級河川における舟又はいかだの通航の制限)

(9) 湖面利用に際しては、救命胴衣を着用すること。

【解 説】

利用者の安全確保のため救命胴衣は着用する必要がある。

(10) 气象台から備北地方に降雨、風、霧、雷に関する注意報又は警報が発令されたときは、湖面利用は控えること。

【解 説】

他ダムでは警報・注意報などが発令されているにも関わらず湖面利用が行われている例があり、大変危険である。野外活動においては、气象台からの情報を事前にチェックしたり、野外でも気象情報が入手できるように準備しておくなど、自分の身を守るための心構えが必要である。

(11) 湖岸から釣りをするときには、転倒及び転落に十分注意すること。

【解 説】

湖岸から釣りをするときの注意事項は、他の心得とも重複するため、ここでは転倒・転落に対する注意事項のみを示す。湖岸は常時波浪の影響を受けており地面が湿潤で滑り易く、さらに雑草や塵芥の集積により足元が見え難いため、切り株や地面の凹凸による転倒、転落など特に危険の多い場所である。

(12) 釣りで使用した釣り糸、釣り針、ルアー、残った餌は放置せず持ち帰ること。

【解 説】

釣り糸、釣り針、ルアーの放置は、鳥類などへの被害や他の利用者に危害を及ぼすおそれがある。また、餌の放置は動物の餌付けや水質の悪化を招く可能性がある。

【参 考】 河川法施行令

第 16 条の 4 (河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

何人も、みだりに次に掲げる行為をしては

ならない。

- 二 河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

(13) ゴミは捨てないで、各自持ち帰ること。

【解説】

対象区域内への持ち込みゴミの増加及び動物などの餌付けにも繋がるため、対象区域内の屋外には原則としてゴミ箱を設けない。

従って、ゴミは利用者が各自持ち帰り適正に処理する。

**【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(廃掃法)**

第2条の3 (国民の責務)

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第5条 (清潔の保持)

- 3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

第16条 (投棄禁止)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(14) 施設に落書きをしたり、施設を故意に傷つけないこと。

【参考】 河川法施行令

第16条の4 (河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 河川を損傷すること。

※：河川という表記には河川管理施設を含む
(河川法第3条)。

(15)火気の使用は原則として禁止する。ただし、予め指定された場所(図4)での軽微なもの、または、行事に関連して火気を使用する場合等で管理者が許可したものは除く。

なお、全ての火気の使用は、地面、舗装、芝生などの表面上で直にしないこととし、使用した後は、確実に消火すること。

【解説】

火気の使用目的・規模・使用場所は様々であり、どのレベルまでを規制の対象にするかは難しい問題であるが、火気の使用に伴う周辺環境の悪化が懸念されるため、指定の場所における軽微なもの(例えば、バーベキューや花火(打ち上げ式のものを除く)の小規模なもの)を除いて、原則として禁止することとする。

ただし、行事に関連して火気を使用する場合(キャンプファイヤー、バーベキュー大会、花火大会など)等については、主催者は開催する場所の管理者の許可を受けることにより火気を使用できるものとする。

なお、地面、舗装、芝生などの表面上で直に火気を使用すると、当該箇所が局部的に焦げて表面が汚れたり、植生に枯死にもつながるため、このような火気の使用方法は全て禁止する。

(16)営利を目的とする出店を行わないこと。ただし、行事などの一時的なもので管理者が出店を認めたもの、水源地域の活性化に資する取り組みとして管理者が許可したものは除く。

【解説】

公共空間である対象区域内を特定の営利目的の場として排他的・独占的に使用することは、その性格上好ましくない。

なお、ただし書きについては、心得の目的に沿っているため除外する。

【参考】 水源地域対策特別措置法(水特法)

第14条(水源地域の活性化のための措置)

国及び地方公共団体は、この法律に特別の定めのあるもののほか、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(17) 貴重動植物を無断で捕獲・採取しないこと。また、“移植地”などの表示がある場所にはみだりに立ち入らないこと。

【解説】

対象区域内には、国及び市指定の天然記念物などの貴重な動植物が多数生息しているため、無断での捕獲・採取を禁止する。また、対象区域内には水没地から多数の貴重植物を移植した箇所が存在しており“移植地”などの表示がある場所は、利用者の立ち入りを制限する。

なお、対象区域内においては、許可を受けて狩猟及び害鳥駆除などが行われる場合があるが、これらは対象外である。

【参考】環境基本法

第9条（国民の責務）

- 2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(18) ブラックバス、ブルーギルなどの外来魚をはじめとする特定外来生物を対象区域内に持ち込まないこと。また、生きたまま対象区域内から外へ持ち出さないこと。

【解説】

特定外来生物は「外来生物法」に基づき順次、種の指定が行われている。特定外来生物に指定された外来生物については、飼養、栽培、保管、運搬が禁止される。ここでは起こり得る最も代表的なケースとして運搬のみを取り上げる。

【参考】特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

第4条（飼養等の禁止）

特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第1項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合。
- 二 第3章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合。

※：飼養等とは飼養、栽培、保管又は運搬をいう。

(19) 広島県内水面漁場管理委員会の指示により、釣ったブラックバス、ブルーギルの再放流（リリース）が禁止されているため、リリースせずに持ち帰るか（ただし、生きたまま持ち運ぶことは禁止されている）、または個体の回収に協力すること。

【解説】

広島県内水面漁業管理委員会からの指示によって、平成19年3月26日より、ハイヅカ湖を含む江の川水系の一部において、ブラックバス（オオクチバス及びコクチバス）、ブルーギルのリリースが禁止された。この指示を守らなかった場合、知事から指示に従うように命令が発せられ、それでも指示を守らなかった場合には、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金が科せられる場合がある。

リリース禁止に伴って起こる問題として、釣ったブラックバスなどの処分方法がある。ブラックバスなどを釣ったときには、その場で殺処分することは適切であるが、死骸をその場に放置することは一般廃棄物の投棄にあたり法令違反となる。一方、殺生を避けて生きたままブラックバスなどを持ち帰ることは、外来生物法に違反することになる。

従って、ここでは釣ったブラックバスなどの個体を何らかの方法で回収することが現実的と考え、回収への協力を明記する。

(20) 無断で張り紙や看板などを設置しないこと。

【解説】

対象区域内にある施設への張り紙や看板などの設置については、あらかじめ管理者の許可が必要である。

(21) 埋蔵文化財のある場所（図5）には、立ち入らないこと。

【解説】

対象区域内には、埋蔵文化財が現状保存されている場所がある。

【参考】 文化財保護法

第4条（国民、所有者等の心構）

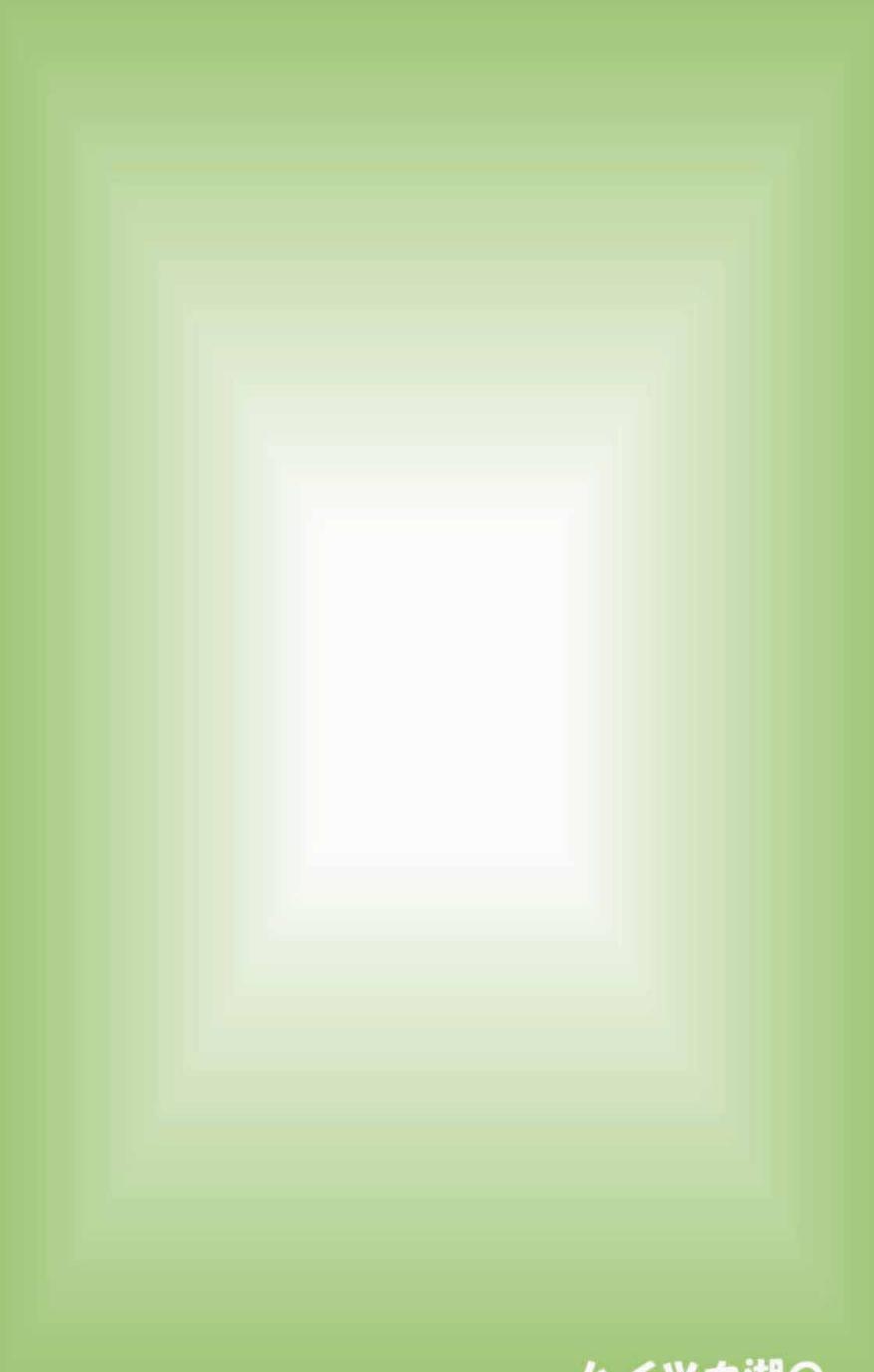
一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

5. ダム守同心代表者会議構成メンバー

河川・県道関係	広島県備北地域事務所
警察関係	広島県三次警察署
	広島県庄原警察署
市道・林道・公園関係	三次市
	庄原市
消防関係	備北地区消防広域行政組合
天然記念物・文化財関係	三次市教育委員会
	庄原市教育委員会
漁業関係	江の川漁業協同組合
	田総川漁業協同組合
土地占用・水利使用関係	三良坂ピオーネ生産組合
	のぞみが丘水利組合
	三次市
自治会関係	仁賀振興会
	のぞみが丘運営協議会
	安田自治振興会
	木屋自治振興区
	稲草西自治振興区
ダム関係	国土交通省三次河川国道事務所

監修 : ダム守同心代表者会議
発行 : 国土交通省三次河川国道事務所
発行日 : 平成19年4月1日

メモ



ハイヅカ湖の
利用ポケットブック

～美しく自然豊かなハイヅカ湖を
快適に利用するために～